

可茂公設地方卸売市場 指定管理者の指定について

今般、現在の指定管理者の可茂市場管理株式会社より、今年度末をもって当該市場の管理業務を経営効率化のため親会社である可茂中央市場株式会社へ移管する旨の申出があり、令和6年度以降の指定管理者を指定するもの。

1 指定管理期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

- ※ 全国的には多くの公の施設で指定管理期間を5年間としているが、当該市場においては、卸売業者の撤退、取扱高の減少等、市場を取り巻く環境が変化しており、他の安定的な運営が見込める施設と同様に扱うことが困難なため、前回と同様に3年間とする。

2 指定管理者の指定方法

特命指定（組合からの直接指定）

- ※ 市場の管理・運營業務は、当該施設管理のみならず、出荷者や買受人の利用を促進するための流通の仕組みを熟知しなければならないこと、その流通を円滑に行うための市場内の関係団体等と連携が図れる十分な能力とノウハウ、信用性を備えなければならないこと、食のセーフティネットとしての市場の公的機能・役割を十分に認知していること等、特に運営面に関して特異な専門性を必要とする分野である。このような施設の性質上、公募による選定は適さないため、可茂公設地方卸売市場業務条例第62条ただし書きにより特命指定とする。

3 指定管理者の選定

可茂中央市場株式会社（当該市場の卸売業者）

- ※ 12月4日に指定管理者選定委員会を開催し、審議の結果、可茂中央市場株式会社を候補者に決定。当該市場の管理業務は、指定管理制度導入（平成21年度）以降可茂市場管理株式会社が担っており、業務体系や流通の仕組み、過去からの市場の状況などを最も熟知している。従って、これまでの知見・人材についても、今回は現体制のまま可茂中央市場株式会社へ移管されるため、そのまま引き継がれることになる。こうしたことから、安心して施設管理・運営を任せることができる。